九州産業交通株式会社等に対する
債権の弁済受領完了について

平成１７年１２月２０日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者のうち九州産業交通株式会社から残債権の弁済を受け、債権全額の弁済受領を完了することとなりました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

１．対象事業者の氏名又は名称

＜主要な対象事業者＞

九州産業交通株式会社

九州産交運輸株式会社

主要な対象事業者を除く対象事業者の名称は別紙のとおり

２．経緯

本件対象事業者につきましては、平成１５年８月２８日に、株式会社産業再生機構法（平成１５年法律第２７号。以下「法」という。）第２２条第３項に規定する支援決定を行い、同年１１月２７日に法第２５条第１項に規定する買取決定を行いました。その後、平成１６年２月に増減資を実行し、さまざまな角度から事業再生に取り組んできました。

そして九州産業交通株式会社については、増資に応じることによって機構が保有していた普通株式（議決権割合の 67.03%）のすべてを、平成１７年１０月１４日、株式会社エイチ・アイ・エスとエイチ・エス証券株式会社が主体となって出資する「HIS‐HS 九州産交投資組合」に譲渡しました。

九州産交運輸株式会社については、同じく機構が保有していた普通株式（議決権割合の 95.9%）のすべてを、平成１６年１２月１０日、フットワークエクスプレス株式会社に譲渡し、債権については平成１７年２月２８日に弁済受領を完了しました。

３．債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 36,182 百万円の債権を、金融機関等から 18,733 百万円で買い取り、事業再生計画に沿って金融支援(債権放棄 15,590 百万円、ＤＥＳ597 百万円、合計 16,187 百万円）を行った後、残った債権等

（支援後残高 19,995 百万円、新規融資 1,500 百万円、合計 21,495 百万円）について、事業収益・九州産交運輸による借換え・担保処分等から弁済を受けておりましたが、今般九州産業交通から残債権 8,491 百万円の弁済を受け、全額の弁済受領を完了するものです。

４．主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内３－３－１　新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437

別紙

その他の対象事業者の名称

産交観光バス株式会社（合併により現在は産交バス株式会社）
大阿蘇観光バス株式会社（合併により現在は九州産交観光株式会社）
九州産交整備株式会社
天草観光開発株式会社（事業再編により清算済）
株式会社産交エージェンシー（事業再編により清算済）
株式会社産交タクシー（事業再編により売却済）
株式会社産交ポニータクシー（事業再編により売却済）
株式会社産交運輸物流サービス
南九州産交物流株式会社
株式会社産交ミック